

平成20年度第2回多賀城市立図書館協議会会議録

- 日 時 平成20年11月21日（金）午後1時～2時10分
- 場 所 多賀城市立図書館 2階 視聴覚室
- 出席者 委員：相沢一博会長、成田和子副会長、高橋睦麿委員、阿部美紀委員、稲葉愛子委員、高橋確委員、五代儀良子委員（7名）
教育委員会：鈴木教育部長、伊藤生涯学習課長、小林主幹（3名）
事務局：武田館長、鈴木副館長、尾形主幹、熊谷主事
- 欠席者 河原田千春委員、原義夫委員、宮城裕子委員（3名）
- 議 事
- (1) 多賀城市教育委員会社会教育施設アウトソーシング推進指針について
 - (2) 平成20年度図書館、公民館図書室等現状調査について
 - (3) その他

■相沢会長あいさつ

皆さま、こんにちは。多賀城小学校の相沢一博でございます。きのう、多賀城雪が降りました。わたくしのまち大和町から船形の山が見えるんですが、今朝すっかり真っ白になっておりまして、本当に冬が近くなったなという気がいたします。雪が降りますと、何となく心せわしくなる気がいたします。

さて、今日は前にも資料をいただいておりますが、大変重要な案件について委員の皆さまから慎重なご審議を頂戴したいということで会が催されたようでございます。特に教育委員会の社会教育施設アウトソーシング推進計画につきましてはどうぞ、委員の皆さまのご忌憚のないご意見等をここでお話しをいただきまして、今後の市立図書館のあり方についても考えていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いいたします。

■教育部長あいさつ

教育部長の鈴木と申します。実は教育長が今日管外の教育長会議がございまして欠席いたします。

今日の議題については多賀城市の社会教育施設のアウトソーシング推進、図書館の利用についてとなっております。

事前に図書館の利用実態がどうなっているのかですが、昨年の上半期と今年の上半期の入館者数、利用実績を比べると上がっています。一時期実態が落ちましたが、みなさんのご支援によりまして伸びてきているな、と思っております。

今市で平成21年度の事業計画にもとづいて予算編成をやっております。来年の予算組が大きく決められる時期になっています。その中で図書館においては図書活動の推進、特に子どもたちの図書活動の推進ということで、学校図書の実充をはかっているとしております。図書館と併せて学校に司書の配置を平成18年度からやってまいりました。本年度は山王小学校をプラスして3校で司書の配置を進めております。引き続きこれを各学校まで波及していきたいと、予算折衝の段階になっております。そういったなかにおいても、地方分権一括法が制定されてから、国はもとより地方も大変になっております。今市では

身の丈にあった予算枠のなかで事業を行うという大きな方針になっておりまして、その中では当然職員の定数の問題などがあります。他にもさかんにいろいろな行革が進められています。どこまでやらなくちゃいけないのか、際限のない行革に今取り組んでいるというのが現実です。ここで、ご提案申し上げましたアウトソーシング、いわゆる民間でできることについては民間のほうに移していこうという、教育委員会に限らず市での課題になっております。すでに、体育館等の施設についてはもう3年前から民間のNPOのほうにアウトソーシングをしております。図書館に限らず、社会教育施設全般についてもそういった方向性が示されておりまして、市の一つの大きな方向性になっております。そこで今日はそのへんの内容について説明をしながら、ご忌憚のないご意見をいただいて、そのご意見をそういった施策の中に反映していきたいと思っておりますので、ぜひざっくばらんに思いのほどを言っていただければいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

■武田館長あいさつ

館長の武田でございます。今日は急な会議にお忙しい中ありがとうございます。

早速議題についてですが、今日の議題は2点ありますのでよろしくお願いいたします。議事進行につきましては、施行規則により会長さんが議長になるということでございますので、よろしくお願いいたします。

■議事（議長：相沢会長）

（1）多賀城市教育委員会社会教育施設アウトソーシング推進指針について

資料：多賀城市集中改革プランの概要を説明（伊藤生涯学習課長）。

資料：多賀城市教育委員会社会教育施設アウトソーシング推進指針4～5ページの市立図書館の項目を説明（小林主幹）。

質疑応答

高橋（睦）委員：スケジュールのことで確認をお願いしたいのですが、平成20年度の3月に原案を教育委員会で作るということですが、この会議そのものは今回で終わりですか。もう1、2回あるんですか。

小林主幹：わたくしどもで考えているスケジュールでは、図書館協議会としては今回ご意見をいただいて、ということですよ。

高橋（睦）委員：一番よくみえない部分は先ほどの市立図書館の2のアウトソーシングの推進方針の中の（1）基本的には従来通り直営とするということですよ。ここで若干の非常勤職員を中心に司書資格を持つ人材ボランティア、以下の方々を登用してということですが、常勤の正職員は残らないのかどうか。つまり、実質的に運営にあたる職員が常勤として何人残られるのか。その他に非常勤の方なのか。それとも常勤はいなくなるのか。そここのところを教えてください。

小林主幹：計画の中で基本的には直営としておりますので、正職員は残る予定でおります。あくまでの教育部としての案でございます、実際に定数管理している総務部局との協議も正式になされておきませんので、そここのところをご了承いただきたいと思います。今の段階では館長職一人と、当然直営ですので一般会計、いわゆる財源関係の歳出、歳入を管

ではないか、ということですね。あと、より多くの人たちの意見をふまえて、何回か会議をもっていくことも必要ではないか、というご意見。どういう方に委託するのかを見極めるのはどなたかというご質問もありました。ご質問二つ、あとご意見でしたが、それに関連してございますか。

五代儀委員：今のことに関連してなんですが、図書館は偏ることなく公共であるということですが、民間に委託することによって図書館の資料の選定、例えば郷土資料とか行政資料とかは図書館の人が選ぶというようなことが書かれているんですが、その他の子どもたちに与える本とか一般の小説などは、一般の本屋さんみたいに業者との癒着がないかということも考えていかなければならないと思います。あとは、民間委託しているところでも最初2～3年すごく良かったのですが、2～3年過ぎて「あれ？」というのがすごく多いということも聞いているので、あちこちやっているとこの意見を聞きながら、やっていかなくちやならないと思うんですが。

稲葉委員：五代儀さんの意見を聞きまして、民間との協調ということで、よそのそういうことをやっているところのご意見を聞いたりしながら、基本的な業務と委託業務の棲み分けを十分にコミュニケーションどりしながら、あとは有識者の方からご意見を聞いたりしながらやっていくことがよろしいかと思えます。

高橋（睦）委員：基本的に従来の直営とするのは、市としての大英断だと私は評価したいと思えます。図書館という建物そのものが情報集積の場であるとか、市民の知的な場面でのお城なのかなというふうに考えてますので、そういう意味から、市が直営で一つの方針でもって運営していくというのは大事だなと思っております。常勤の職員が館長さんと財務担当の二人だといくことでしたが、図書館の一番の中核となるところは市民サービス、蔵書を買おうのかであるとか、どういう形でそれを提供していくのかというような部分だと思います。従って、そういう部分には専門的な知識をもった方が常勤として、その方を中心として民間の方々に委託した業務を運営していくという形をとっていかないと難しいのではないかと思います。もう一点は、法人化した市民団体に委託することですが、民間の知恵を入れてということは非常に意味のあることだと思いますが、その設置と、継続性、あとは常に新しい血を循環していかないと、先ほど五代儀委員さんがおっしゃったように、どうもサービスが低下してきた、自分たちの勝手に運営してるというようなことが出てくるだろうと。あるときには、その委託を打ち切って別の団体を養成していくということがないと、せつかくのサービスが低下していくというおそれを感じています。

相沢会長：いろいろご意見がありました。先に成田委員さんのご質問にあった経費のシミュレーションについて説明をお願いします。

小林主幹：一部業務委託でございますので、施設の運営そのものについての経費は変わりございません。そうすると何の部分かというのは、人がはりついてサービスを行う部分の経費になります。職員が減っていったら、その業務を外に出すという考え方ですので、その経費は職員の人件費以内に収まるような進め方になると思えます。市がアウトソーシングを考えるのは、必ずしも経費の削減だけではございません。専門性などの知識を活かして市民サービスの向上につながるようにしていきましょうということです。今職員11人いるうちの司書は2人だけで、それ以外は普通の一般事務職です。その事務職の職員が人事異動によって2～3年で交代するよりも、非常勤の方々の司書としての専門性を活かした

その組織にお願いすることによって、仮に経費が一緒だったとしてもそのほうが市民サービスにつながっていくのではないのでしょうか、ということが一番のメリットなんです。

相沢会長：もう一点が、委託する選定を誰が行うのかということです。

小林主幹：アウトソーシングの場合はすべて選定委員会のようなものを設けた形での選定になると思います。

高橋（確）委員：二点ほどお伺いしたいと思います。全国の他の市町村でやっているところがあるのかどうか。その成功例と失敗例を調べて報告していただきたいと思います。もう一点は、図書館は社会教育の一端で、委託というのは、野球場とか公園とかの管理とはちょっと違うと思いますので、その点を十分検討していただきたいと思います。

相沢会長：他の市や町でもうすでに取り組んでいるなかで、うまくいっている例とか、残念ながらうまくいかなかった例について、把握しているのでしょうか？

小林主幹：北海道のニセコ町で成功しているという話は聞いております。ただ、富士大学で研究して答えが出てこない中でかなり問題だとされている部分も多いですし、国会でもそういった意見が出ています。ご意見いただきましたとおり、図書館というのは知識の城ですから、行政が責任をもって書籍を集めていって市民に提供する場です。そういうことからいくと、業者のもうけ話につながった偏った書籍が選ばれるのは一番の問題です。これは教育委員会だけでなく、多賀城市として思っております。そういう意味から、選書を含めて正職員を残した形での一部業務委託としてやっていかなければならないというのが、この2（1）の基本的には従来どおりという表現になっているんです。

武田館長：選書については、館長や庶務の担当ではできなことです。図書館法では公共図書館には専門的知識のある職員を置かなければならないとなっております。そうすると館長と庶務だけではできません。

伊藤課長：実施時期等のところに平成21年度、22年度で市民活動団体の育成と組織化と書いてありますが、今お話になっていることについては、生涯学習課として想定できるようなことを申し上げております。業務委託開始までの間に、細かいところは詰めて、これならいけるんじゃないかというところでスタートするということが大前提となっておりますので、今お話していることのみで突っ走るということにはございませんので、ご了解のほどをお願いいたします。

小林主幹：先ほど、協議会にかけるのはこれ一回だけですかという質問があったとき、「はい」とお答えしたんですが、それはこの指針が教育委員会定例会にかけて、決定しなければならず、それまでの間の協議会は一回なんです。ですが、平成21、22年度と組織化をしながら、そして23年度から業務委託をお願いしたいと進めていく段階で、図書館協議会は毎年開いて、そのつど進捗状況を報告しながらご意見をいただくようになると思います。

尾形主幹：選書に関して一点だけ。宮城県内では仙台市の広瀬図書館が指定管理者制度をとっています。広瀬図書館では指定管理者になった人たちは選書には一切関わっておりません。大元になる市民図書館で正職員の集団が選書しています。

鈴木部長：教育機関がアウトソーシングをするにあたって、財源的なものがバブル以降立ちゆかないわけですが、人を削らなくてはならないということはどうしても避けられない課題です。その一つの手段として、民間と行政が役割分担しましょうと。民間にできるこ

とは民間にやりましょうと。これが一つの市の方針です。それを受けて、教育機関としては質を落としてはいけないんですが、アウトソーシングをとらえるとむしろ質が落ちるんじゃないかと心配しています。国から示されているのは、アウトソーシングに伴って質を高めるという前提を考えてくださいということなんです。教育委員会の方針としては当然質を高めたい。今国と市が定めている方針に沿っていくというのが教育委員会としてやっていかななくてはならないことです。並行して、どういった仕組みにすれば質を高められるのかを模索しなくてはならないということです。文部科学省の図書館のあり方について報告を受けた中で、図書館は地域の課題を的確に捉えて、地域の知識のセンターにならなくてはならないと報告されています。教育委員会はそれを最大限につかんで、どういった方向でそれを高められるのかということ、アウトソーシングのなかで並行して考えていかなければならない課題です。我々公務員は枠が小さくなりますので、ご意見を取り入れてアウトソーシングのなかに入れてやっていくという考えです。

相沢会長：鈴木部長さんから図書館のアウトソーシングの基本的なあり方について改めてお話がありました。その中で、図書館は地域の知識のセンターとしての役割を担っていかなければならない。利用の仕方、情報の発信等、質を落とさないということに十分に留意しながら、みなさんの意見をふまえて検討を重ねていきたいというご意見をいただきました。

高橋（睦）委員：確認なんですが、選書の際に正職員があたることを考えていただきたいという意見がありました。この協議会の意見として通していただけるのか、それとも意見の一つとしてなのか。私は専門家を職員として、最低一人、できれば複数人おいていただく形で、民間の方との取りまとめにあたるのが質を落とさないための大前提になるのではないかと思います。

相沢会長：図書館法によれば、まさに専門的な知識能力を備えた職員の配置の元ということですので、協議会の委員からの意見ということで今のことをぜひ記録に残し、またそれをふまえて今後のアウトソーシングの計画の中に取り入れていただきたいと、まとめます。

成田委員：こういう場で議題にのせて議論するのは初めてのことなんです。こういうことがありますよということは平成18年度にもその他の議題としてあって、資料をいただきました。これからはこの話に対してこういう回答があったという記録を残して欲しいと思います。

相沢会長：成田委員さんのお話はまさにこの委員のご意見だと思いますので記録を残して、それをふまえて具体的に提案がある場合には我々協議会に具体的に諮っていただきたいと思います。

(2) 平成20年度図書館・公民館図書室等現状調査について（尾形主幹説明）

資料8ページから12ページの内容を説明しました。（説明省略）

質疑応答 なし

(3) その他の議案について

なし

■成田副会長閉会あいさつ

議長さんの進行のおかげで早く終わることができました。世の中が本当にめまぐるしく変わっていく中で、私たちのこのゆるやかな図書館もいよいよ変わっていくわけです。これからの生き方として求められるものは、自己決定とか自己選択、そしていろいろ自分で判断していくことです。そのなかで、子どもたちの心の問題を考えると、図書館へ行けば本によっていろんな世界を体験できるようにしてあげたいと思います。ですから、アウトソーシングで仕事が変わっても、質は変わってはいけないと思います。

今日はどうもありがとうございました。これにて、平成20年度の協議会を閉会いたします。ありがとうございました。